

# 長岡大学学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、広く豊かな教養を授けるとともに、深く専門の学術を教授・研究し、実践的、創造的な能力を備えた有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 学部学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表Iの通り定める。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び教育研究機関としての社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項並びに実施については、別に定める。

## 第2章 組織

(学部)

第3条 本学に、経済経営学部を置く。

2 前項の学部には、次のとおりとする。

経済経営学科 入学定員100人 収容定員400人

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

(教育研究施設)

第5条 本学に、次の教育研究施設を置く。

地域連携研究センター

2 前項の施設については、別に定める。

## 第3章 職員組織

(職員)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(部局長等)

第7条 本学に、学長のほか、学部長及び大学事務局長を置く。

2 学長が必要と認めるときは、副学長、学長補佐を置くことができる。

3 部局長等の職務、選考方法、任期その他の必要な事項は別に定める。

## 第4章 大学運営会議及び教授会等

(大学運営会議)

第8条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、次の事項について審議する。
  - (1) 本学の組織、運営の基本方針に関する事項
  - (2) 学則、その他の学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
  - (3) 全学的な教育研究目標・計画の策定に関する事項
  - (4) 本学の予算に関する事項
  - (5) 本学の施設・設備に関する事項
  - (6) その他、大学運営に関する事項で、学長が必要と認めた事項
- 3 大学運営会議に関して必要な事項は別に定める。

(教授会)

第9条 本学の教育研究及び学生の厚生補導等に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。
  - (1) 教育課程の編成及び履修に関する事項
  - (2) 学生の入学、卒業、学位、その他の在籍に関する事項
  - (3) 学生の厚生及び補導に関する事項
  - (4) 学生の賞罰に関する事項
- 3 教授会は、前項に掲げる事項のほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会に関して必要な事項は別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第10条 本学に大学の教育研究等の状況について自ら点検・評価を行うために、自己点検・評価委員会を置く。

- 2 自己点検・評価委員会に必要な事項は別に定める。

(教員人事委員会)

第10条の2 本学に、教員の採用、昇進等に関する事項を審議するため、教員人事委員会を置く。

- 2 教員人事委員会に関して必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日 5月1日

(4) 春期休業 3月20日から4月5日まで

(5) 夏期休業 7月26日から9月10日まで

(6) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、及び再入学をした学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学期の始めにおいても入学させることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することの出来る者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者

(7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、教授会の議を経て選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 選考の結果合格した者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 一度納入された入学検定料及びその他の納付金は、これを返さない。ただし、本学の定めた期日までに入学辞退を申し出た者には、入学検定料、入学金を除くその他の納付金を返還する。

(再入学)

第21条 第37条の規定により本学を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て学長が定める。

(転入学)

第22条 他の大学に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て、学長が定める。

(編入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学の学部編入学を志願する者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者(学校教育法第58条の2)

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 修業年限4年以上の大学において、1年次修了以上の学力があると認められた者

(5) 外国において、学校教育における大学の1年次修了以上の学力があると認められた者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第132条に規定する者に限る。）

2 前項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て学長が定める。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第24条 授業科目は、教養科目、ゼミナール科目及び専門科目とする。

2 授業科目及びその単位数等は別表Ⅱのとおりとする。

(単位計算方法)

第25条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間まで範囲で必要と認められる時間の授業をもって1単位とする。ただし、前各号によりがたい場合は、別に定める時間数をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、ゼミナール等の授業科目については、その学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第26条 授業科目の修了の認定は、出席の状況及び試験の成績に基づき行うものとし、合格した学生には所定の単位を与える。試験は、学期末又は学年末に、その履修した科目について、筆記、口述、論文、報告書等によって行う。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。その成績の評定は、S、A、B、C及びDをもって表し、C以上を合格とする。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した単位を、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第36条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第31条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(転学科)

第32条 (削除)

## 第9章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第15条及び第39条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第35条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第39条に定める在学期間に含めることができる。

(退 学)

第37条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第34条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第10章 卒業及び学位

(卒 業)

第39条 本学に4年以上在学し、かつ、次の各号の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 教養科目については、必修科目（選択必修科目を含む）25単位以上、選択科目11単位以上、合計36単位以上
- (2) ゼミナール科目については、必修科目8単位
- (3) 専門科目については、必修科目18単位、選択科目62単位以上、合計80単位以上

ただし、4年次に専門選択科目から6単位以上の単位取得が必要

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学 位)

第40条 卒業した者には、次の学位を授与する。

経済経営学科 学士（経済経営学）

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

第41条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する

ことができる。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第43条 削除

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

## 第13章 授業料その他の納付金

(授業料等の納付)

第47条 入学検定料、入学金、授業料及び施設費の額は、別表Ⅲの通りとする。ただし、私費外国人留学生の入学金および授業料については、別に定める。

2 前項の納付金は、それぞれの指定期日までに納付するものとする。

(既納金の返還)

第48条 納付した入学検定料、入学金、授業料及び施設費は、第20条第3項ただし書きに定める場合を除き、返還しない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)



第49条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの学期までの授業料及び施設費を納付するものとする。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第50条 前期又は後期の中で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料及び施設費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び施設費は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第51条 休学を許可され又は命ぜられた者の休学期間中の授業料及び施設費は免除する。ただし、学期の中途において休学あるいは復学した者は、原則として、その学期の授業料及び施設費を納付しなければならない。

(授業料等の免除)

第52条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合は、教授会の議を経て、授業料及び施設費の全部もしくは一部を免除することがある。

(授業料等の延納)

第53条 やむを得ない事情により、授業料及び施設費を延納しなければならないときは、その旨直ちに願い出て学長の許可を得なければならない。

(編入学等の授業料等)

第54条 編入学、再入学又は転入学した学生の入学検定料及び入学金は当該年度のそれぞれの額と、また授業料及び施設費は、その者が、編入学、再入学又は転入学したその年次の在学者の額と同額とする。ただし、私費外国人留学生の入学金および授業料については、別に定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第55条 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等納入金については、別に定める。

## 第14章 奨学制度

(奨学制度)

第56条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は別に定める。

## 第15章 公開講座

(公開講座)

第57条 社会人の教養・知識等を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第16章 改正及び細則

(改正)

第58条 本学則の改正は、大学運営会議の議を経て、理事会が行う。

(細則その他)

第59条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

付 則

1. この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成14年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成17年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第24条、第26条及び第39条の規定は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

付 則 (平成19年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第3条、第24条、第39条及び第40条の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成21年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成21年 5月28日改正)

1. この学則は、平成21年 5月28日から施行する。

付 則 (平成22年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成23年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成25年 4月 1日改正)

1. この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

付 則（平成26年 4月 1日改正）

1. この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第1条、第3条、第24条、第32条、第39条及び第40条の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

付 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年 4月 1日改正）

1. この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第3条の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

付 則（平成29年 5月29日改正）

1. この学則は、平成29年 5月29日から施行する。

付 則（令和2年 4月 1日改正）

1. この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第24条、第39条の規定は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
3. この学則による改正後の長岡大学学則第47条の規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、編入学をした者に係る納付金の額は、改正後の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

長岡大学学則

別表Ⅰ 学部学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的

学部・学科	目的
経済経営学部	ビジネスを発展させる能力と人間力を鍛えるとともに、「毎日の大学生活で充実感を、能力アップを確かめて達成感を、卒業のとき4年間を振り返って満足感を」実感させることを目指す。
経済経営学科	経済学・経営学および関連分野の基礎的知識をバランスよく学び、経済学的・経営学的なモノの考え方を学修することによって、学際的な識見に裏付けられた問題解決能力を身につける。更に、実務的な知識を習得することにより、地域社会において貢献できる自立した人材の育成を目指す。

別表Ⅱ 授業科目及び単位数

経済経営学科

授業科目の名称		単位数		備考	
		必修科目	選択		
キャリア科目	キャンパスライフ入門	1		日本人学生は、必修科目23単位、選択必修(中国語Ⅰか韓国語Ⅰ)2単位を含む36単位以上	
	キャリア開発Ⅰ	1			
	キャリア開発Ⅱ-1	1			
	キャリア開発Ⅱ-2	1			
	キャリア開発Ⅲ-1	1			
	キャリア開発Ⅲ-2	1			
	日本事情1(留学生科目)	1			
	日本事情2(留学生科目)	1			
	現場体験プログラム		1		現場体験プログラムとインターンシップは、同時開講
	インターンシップ		2		
	小計(10科目)	8	3		
語学科目	英語Ⅰ	2		留学生は、英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲは、選択科目	
	英語Ⅱ	2			
	英語Ⅲ	2			
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	日本語Ⅰ-1(留学生科目)	1			留学生は、必修科目25単位
	日本語Ⅰ-2(留学生科目)	1			
	日本語Ⅱ-1(留学生科目)	1			
日本語Ⅱ-2(留学生科目)	1				
日本語Ⅲ-1(留学生科目)	1				
日本語Ⅲ-2(留学生科目)	1				
	小計(13科目)	12	8	キャンパスライフ入門 キャリア開発Ⅰ キャリア開発Ⅱ-1 キャリア開発Ⅱ-2 キャリア開発Ⅲ-1 キャリア開発Ⅲ-2	
情報科目	コンピュータリテラシー1	1		日本事情1(留学生科目)	
	コンピュータリテラシー2	1		日本事情2(留学生科目)	
	ネットワークリテラシー	2		日本語Ⅰ-1(留学生科目)	
	プレゼンテーションソフト利用技術	2		日本語Ⅰ-2(留学生科目)	
		小計(4科目)	6		日本語Ⅱ-1(留学生科目)
一般教養科目	哲学		2	日本語Ⅱ-2(留学生科目)	
	社会科学のための数学		2	日本語Ⅲ-1(留学生科目)	
	英文学		2	日本語Ⅲ-2(留学生科目)	
	日本文学		2	コンピュータリテラシー1	
	憲法		2	コンピュータリテラシー2	
	民法		2	ネットワークリテラシー	
	商法		2	プレゼンテーションソフト利用技術	
	行政法		2	経済・経営の現場を知る1	
	心理学		2	経済・経営の現場を知る2	
	地域経営		2	大学を飛び出して地域を知ろう	
	環境と社会		2	を含む36単位以上	
	環境経済学		2		
	経済・経営の現場を知る1		2		

養 科 目	経済・経営の現場を知る2	2		グローバルスタディは、隔年実施 1、3は、西暦奇数年実施 2、4は、西暦偶数年実施
	社会学		2	
	家族社会学		2	
	高齢者と社会政策		2	
	ボランティア論		2	
	ボランティア体験		2	
	グローバルスタディ1 (ベトナム)		2	
	グローバルスタディ2 (中国)		2	
	グローバルスタディ3 (モンゴル)		2	
	グローバルスタディ4 (アメリカ)		2	
	新潟の歴史		2	
	時事問題		2	
	大学を飛び出して地域を知ろう	1		
	小計 (26科目)	5	46	
	科 目 体 育	健康とスポーツ1		
健康とスポーツ2			1	
小計 (2科目)			2	
計	55科目	31	59	
ゼ ミ ナ ー ル 科 目	ゼミナールⅠ前	1		必修科目8単位  ゼミナールⅢとゼミナールⅣは、同 時開講
	ゼミナールⅠ後	1		
	ゼミナールⅡ前	1		
	ゼミナールⅡ後	1		
	ゼミナールⅢ	2		
	ゼミナールⅣ	2		
計	6科目	8		
共 通 専 門 科 目	ミクロ経済学	4		必修科目18単位を含む80単位以 上。但し、4年次に専門選択科目か ら6単位以上の単位修得が必要。
	マクロ経済学	4		
	経営学	4		
	マーケティング入門	2		
	簿記入門1	2		
	簿記入門2	2		
	都市・地域経済学		2	
	経済統計学1		2	
	経済統計学2		2	
	起業家塾		2	
	社会福祉概論		2	
	地域活性化論		2	
	初級簿記演習		2	
	初級販売士演習		2	
	商品学入門		2	
	流通論入門		2	
	文書処理ソフト利用技術		4	
	表計算ソフト利用技術		4	
	地域福祉論		2	
	社会調査法		2	
	日本経済論		2	
	世界経済論		2	
	経済史		2	
	産業史		2	
	ビジネス英語1		2	
	ビジネス英語2		2	
小計 (26科目)	18	44		
経 済 コ ー ス	ミクロ経済学演習		2	
	マクロ経済学演習		2	
	国際経済学		2	
	財政学		2	
	労働経済学		2	
	金融論		2	
	地域経済論		2	
	地域分析		2	
	経済政策		2	
	計量経済学		2	
	地方行政		2	
	地域産業政策		2	
	小計 (12科目)		24	
	経営組織論		2	

専門科目	経営コース	経営管理論		2	
		企業論		2	
		経営課題		2	
		経営学演習		2	
		企業経営研究		2	
		中小企業論		2	
		人的資源管理		2	
		組織行動論		2	
		経営分析		2	
		販売戦略		2	
		財務戦略		2	
		小計（12科目）		24	
	会計コース	中級簿記演習		2	
		商業簿記1		2	
		商業簿記2		2	
		工業簿記1		2	
		工業簿記2		2	
		会計学1		2	
		会計学2		2	
		原価計算1		2	
		原価計算2		2	
		財務会計1		2	
		財務会計2		2	
		管理会計		2	
	小計（12科目）		24		
	マーケティングコース	マーケティング1		2	
		中級販売士演習		2	
		ロジスティクス		2	
		販売管理		2	
		商品学		2	
		流通論		2	
		マーケティング2		2	
		住環境福祉論1		2	
		住環境福祉論2		2	
		暮らしとお金1		2	
		暮らしとお金2		2	
		消費者問題		2	
	小計（12科目）		24		
	情報コース	インターネット概論		2	
		コンピュータネットワーク1		2	
		コンピュータネットワーク2		2	
		情報システムの基礎1		2	
		情報システムの基礎2		2	
情報処理の基礎1			2		
情報処理の基礎2			2		
情報セキュリティ概論			2		
情報ビジュアルデザイン			2		
プログラミング入門			2		
プログラミング基礎			2		
プログラミング応用			2		
小計（12科目）		24			
計	86科目	18	164		
科講対 目座策	公務員試験対策講座1 公務員試験対策講座2 TOEIC対策講座			試験対策講座科目のため、単位なし。	
計	3科目				
合計	150科目	57	223		

別表Ⅲ

1, 入学検定料

30,000 円      ただし、大学入試センター利用の一般入試については、10,000円

2, 授業料その他の納付金

令和3年度（2021年度）以前入学者

費目	入学年度	2年次以降
入学金	200,000 円	－ 円
授業料	650,000 円	650,000 円
施設費	300,000 円	300,000 円
合計	1,150,000 円	950,000 円

令和4年度（2022年度）以降入学者

費目	入学年度	2年次以降
入学金	210,000 円	－ 円
授業料	690,000 円	690,000 円
施設費	300,000 円	300,000 円
合計	1,200,000 円	990,000 円